

暮らしのガイド

コミュニティデイハウス

問合先	ところ
とんとん ☎ 627・5517	上中条一丁目 11-7-114
日向 ☎ 646・5453	総持寺一丁目 14-16
オアシス平田 ☎ 665・8011	中津町 16-22-401
かるがも ☎ 637・8108	鮎川二丁目 26-21
デイスポット駅前らんど ☎ 633・7587	中総持寺町 3-25
ほづみ ☎ 601・0365	下穂積一丁目 3-1-3
ふくろうハウス上野 ☎ 643・9092	上野町 16-9
ふれあいぽぽ ☎ 627・8903	上穂積二丁目 1-10
ほっとスル ☎ 655・4308	沢良宜浜三丁目 19-15
なごみの里和楽 ☎ 623・2612	西田中町 4-22-102
ハーモニー ☎ 631・1414	西駅前町 13-16
紡希の庵 ☎ 629・7463	安威二丁目 13-3
山手台ななつ星 ☎ 629・6889	山手台福祉プラザ 2階 (山手台七丁目 2-20)
ふれんず ☎ 622・0040	駅前三丁目 2-1
雲見坂広場 ☎ 647・8876	高田町 7-16
ぽぽ大池 ☎ 633・1080	大池二丁目 28-6
なみき ☎ 628・4166	玉瀬町 30-6
てくてく東奈良 ☎ 646・9320	府営住宅集会所 (東奈良二丁目 1)
たまちゃん ☎ 635・4002	水尾二丁目 7-39

福祉・人権

介護保険料の納入通知書等を送付

介護保険料が年金から天引きされていない65歳以上の人に、4月上旬に通知書等を送付します。納付書払いの人には納付書、口座振替の人には納入通知書、4月に特別徴収(年金からの天引き)を開始する人には特別徴収開始のお知らせを送ります。4月25日を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください

い。 関長寿介護課 ☎ 620・1639

①街かどデイハウス・②コミュニティデイハウスのご利用を

所・関①コアな仲間 ☎ 629・0218 (白川一丁目3-17)、②左表のとおり、または長寿介護課 ☎ 620・1637、**対**65歳以上の市民(事業対象者、要支援1・2の認定を受けた人もコミュニティデイハウスの利用可、ただしケアプラン作成等の手続き要)、**内**健康チェック、転倒しない身体づくり、認

知機能低下予防、口腔ケア、趣味活動、昼食、**備**日時・費用・手続き等は施設にお問い合わせください。

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人で、引き続きサービス利用が必要な場合は、必ず有効期間内(できれば有効期間満了1か月前まで)に更新手続きをしてください。更新手続きは有効期間満了60日前から可能です。 関長寿介護課 ☎ 620・1637

ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業のご利用を

在宅で生活する、要介護1以上の高齢者世帯に、介護保険制度対象外の簡単な作業等のサービスを提供します。**内**ごみ出し、窓ガラスの清掃、電球の取替え等、1回30分以内、月2回まで、**¥**1回250円(市民税非課税・生活保護受給者は1回150円)、**申**長寿介護課 ☎ 620・1637

訪問理美容サービス事業のご利用を

対在宅で生活する外出困難な要介護3〜5の65歳以上、**内**府理容生活衛生同業組合、府美容生活衛生同業組合の茨木支部加入店の訪問理美容費を助成するチケットを交付、**¥**1枚で出張費上限千円(施術料実費)、**備**年度の上限枚数は申請が4〜6月14枚、7〜9

新たに中央保健福祉センターが障害福祉センターハートフル1階にオープン

中央保健福祉センターは地域の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、世代や分野を問わず、保健と福祉に関するあらゆる相談を受け付け、解決に向けて一緒に取り組むための施設です。保健師や福祉の専門職が対応します。

所障害福祉センター1階、**対**茨木・中条・大池・中津小学校区、**関**4/3から、中央保健福祉センター ☎ 620・0081



障害福祉センター

月申請11枚、10〜12月申請12枚、1〜3月申請11枚、**申**長寿介護課 ☎ 620・1637

元気ーいばらきマップのご活用を

内身近な地域にある高齢者向けの体操教室や健康遊具のある公園、ウォーキングコース等を紹介しています。長寿

介護課、地域包括支援センター等（市HPからダウンロード可）で配付しています。問同課 ☎620・1637

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。

【対】次の□〜□いずれかに該当する人、
 【△】次の全てに該当し、市が認定した人、
 ①市民税非課税世帯、②世帯の年収が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額）以下、
 ③世帯の預（貯）金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下、
 ④日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、
 ⑤親族等に扶養されていない、
 ⑥親族等の援助が期待できない、
 ⑦介護保険料を滞納していない、



【□】生活保護受給者、
 【□】中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給者、
 【△】利用者負担額（10%相当分）、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%（ただし、老齢福祉年金受給者は50%）、
 【□】個室居住費または滞在費全額、
 【△】利用先の社会福祉法人または長寿介護課 ☎620・1639

【△】生活保護受給者、
 【□】中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援受給者、
 【△】利用者負担額（10%相当分）、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%（ただし、老齢福祉年金受給者は50%）、
 【□】個室居住費または滞在費全額、
 【△】利用先の社会福祉法人または長寿介護課 ☎620・1639

シニアボランティアの活動者を募集

シニアプラザいばらきでは、高齢者の介護予防を促進しながらボランティア活動を通じて社会参加、地域へ貢献できるように支援するため、シニアいきいき活動ポイントがもらえる事業を行っております。

【対】65歳以上の市民、
 【内】福祉事業所や地域活動等の支援、
 【問】同ポイント事務局 ☎657・8819（日・月曜日休み）

いばらきオレレンジかふえのご利用を

【時】①4月13日（木）・26日（水）
 ②20日（木）、午後2時から、
 【所】①シニアプラザいばらき、
 ②葦原多世代交流センター、
 【内】交流会、
 【備】その他のかふえの詳細は下図読み取り参照、
 【問】福祉総合相談課 ☎655・2758

福祉総合相談課 ☎655・2758



茨木・中条地域包括支援センターが移転

4月から茨木・中条地域包括支援センターが障害福祉センター1階中央保健福祉センター内に移転します。詳細は電話等でご確認ください。問茨木・中条地域包括支援センター ☎646・5399

府身体障がい者補助犬の使用者を募集

【内】盲導犬、介助犬、聴導犬の貸与、
 【備】選考あり、
 【申】4月3日〜5月12日（必着）に、府HPから申込または、申込書（障害福祉課に設置）を郵送で、〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目、府障がい福祉室自立支援課 ☎06・6944・9176

ボラかふえに参加しませんか

【時】毎週火・木曜日、午後1時30分〜4時、
 【所】社会福祉協議会主原分室、
 【内】ボランティアによる居場所づくり、
 【申】下図読み取りから申込または、電話で市社会福祉協議会 ☎627・0086



精神障がい者の居場所をサポート

【所】障害福祉センター等、
 【内】精神障がい者の居場所支援（精神保健ボランティアグループ 夢ふうせん）、
 食事会、卓

球、囲碁将棋、お茶会、散歩会等、各月1回程度、
 【下】図読み取りから申込または、電話で市社会福祉協議会 ☎627・0086



健康保険・年金

忘れていませんか？

国民健康保険の加入・脱退届

退職・転職等で職場の健康保険の資格を喪失した人は加入届を、就職・結婚等で社会保険に加入した人は脱退届を、14日以内に提出してください。脱退届を提出しないと社会保険と国民健康保険の二重加入となり保険料も二重に賦課されますのでご注意ください。
 【問】国民健康保険加入・脱退手続き専門コールセンター ☎620・6176

国民健康・後期高齢者医療・介護保険料の年金からの納付額

2月に年金から保険料を納付している人・世帯は、4・6・8月も同額です（8月の変動の可能性あり）。通知は送付しません。なお、10月以降の納付額は、
 ①国民健康保険は6月、
 ②後期高齢・③介護保険は7月に通知します。
 【問】①保険年金課（国保） ☎620・1631、
 ②保険年金課（高齢） ☎620・1630、
 ③長寿介護課 ☎620・

16309

還付金詐欺にご注意を

高齢者住宅への市職員や銀行員を名乗る電話により、ATMへ誘導し、預貯金を振り込ませる詐欺事件が相次いでいます。ATMの操作で医療費等が戻るとは絶対にありません。このような電話がかかってきた時は、家族や警察等に相談してください。☎保険年金課（高齢） ☎620・1630

学生納付特例制度等の申請を

厚生年金の加入者を除き、20歳になってから2週間程度で日本年金機構から国民年金加入のお知らせや納付書等が送付されます。保険料の納付が困難な場合は①学生納付特例制度や②納付猶予制度等の免除制度があります。ただし、①②等の承認を受けた期間があるため、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。この場合、保険料を追納すると年金額を増やすことができますが、経過期間に応じた加算額が上乘せされるので、ご注意ください。

☎①大学（院）・短大・高校・専修学校等の学生（夜間部、1年以上の通信制課程を含む）、②50歳未満、☎①学生証（表裏の写し）、②②身分証明書等、☎①本人・②本人と配偶者の所得制限あり、家族が代理申請する場合は来庁者の身分証明書を持参（別居の家

族が代理申請する場合には委任状要）、☎保険年金課（年金）（日本年金機構から送付されるお知らせに同封の返信用封筒で郵送可） ☎620・1632

予約年金相談のご利用を

☎4月11日（火）、5月2日（火）、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、☎所保険年金課、☎先着15人、☎内吹田年金事務所相談員による年金記録等に関する相談（共済年金を除く各種年金）、☎年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き以外は2点必要）、職歴×☎モ（本人以外の場合は指定様式の委任状）等、☎4月3日、午前9時から、☎下☎読み取りから申込みたは、☎電話で同課（年金） ☎620・1632

障害年金予約相談のご利用を

☎4月3日（月）・12日（水）・21日（金）、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、☎所保険年金課、☎定各日先着6人、☎内社会保険労務士による障害基礎年金受給手続に関する相談（障害厚生年金を除く）、☎持年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等（本人以外の場合は委任状）、☎下☎



読み取りから申込みまたは、☎電話で同課（年金） ☎620・1632

国民年金保険料の納付書を送付

国民年金保険料を金融機関やコンビニで納付している人に、4月3日以降順次、今年度分の納付書が日本年金機構から送付されます。前納する人は、5月1日までに納付してください。新たにスマホ決済もできるようにいたしました。納付書が届かない人は、吹田年金事務所までご連絡ください。☎同事務所 ☎06・6821・2401

税金

夜間・休日窓口を開設し国民健康保険料、市税・清掃手数料収納し

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの

金融機関で納めてください。また、平日に銀行に行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

☎時【休日】4月23日（日）、午前9時～午後5時、☎夜間【24日（月）、午後8時まで、☎所①国民健康保険料Ⅱ市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料Ⅱ市役所本館2階13番窓口、☎備夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。☎①保険年金課（徴収） ☎620・1631、②収納課 ☎620・1616



本館東玄関横

振替納税の振替納付日にご注意を

昨年分の確定申告の振替納付日は、①所得税・復興特別所得税は4月24日、②消費税・地方消費税は4月27日です。振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等で振

イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

替ができなかった場合は、法定納期限
(①3月15日・②31日)の翌日から納
付日まで延滞税がかかる場合があります
すので、ご注意ください。**問** 茨木税務
署 ☎ 623・1131

● 介護保険料普通徴収第1期分
● 一般廃棄物処理手数料第4期分

教育・子ども

教育委員会定例会を開催

時 4月21日(金)、午後2時から、**所** 市役
所南館6階会議室、**備** 一部非公開の場
合あり、**問** 教育政策課 ☎ 620・1680

予約奨学金説明会を開催

時 4月25日(火)、午後7時から、**所** フリ
イトセンター301、**対** 来年度に大学・
短大・専修学校等に進学を希望する高
校3年生または高校卒業後2年以内の
人と保護者、**内** 日本学生支援機構奨学
金の制度説明や申請・予約、**問** 学校教
育推進課 ☎ 620・1683

府育英会奨学金の活用を

高校等在学者対象の府育英会奨学金
は、入学した高校で早めに申し込んで

固定資産税の価格・税額等の確認は4/3から

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税・都市計画税の納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の所有する資産が記載された部分を確認できます(土地・家屋は5月に送付する納税通知書に添付または同封の資産明細書でも内容確認可)。また、借地・借家人等は、自己が使用または収益の対象となる部分の固定資産課税台帳を閲覧できます。今年度分は4/3から閲覧できますが、事前申請可能な郵送閲覧もご利用ください。

所 資産税課、**対** 来庁者の本人確認ができる証明書等、申請人が代理人や別居の親族=委任状(右下記参照)、借地・借家人等=賃貸借契約書等、**備** 郵送閲覧希望の場合は、上記の持ち物(写)と、申請人・納税義務者・必要年度等を記入した申請書、返信用封筒(送付先記入、切手貼付)等が必要、**問** 同課 ☎ 620・1615



土地・家屋価格等の帳簿の縦覧

土地または家屋の納税者(所有者)は、今年度分の市内全ての土地または家屋の価格等を記載した帳簿を見ることができます。

時 4/3(月)~5/31(水)の平日、8:45~17:15、**所** 資産税課、**対** 土地の納税者=土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地番、地目、地積、価格等)、家屋の納税者=家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格等)、**対** 来庁者の本人確認ができる証明書等、申請人が代理人または別居の親族=委任状(右記参照)、**問** 同課 ☎ 620・1615

地籍調査等完了の土地の固定資産税額等が変更

地籍調査等の完了により登記簿の地積等が変更された場合、土地の固定資産税額等が変更になります。詳細は市HPをご覧ください。**問** 資産税課 ☎ 620・1615

固定資産の登録価格に不服があれば審査申出を

固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合は、納税者が固定資産評価審査委員会に審査申出をすることができます。

申 4/3以降で納税通知書の交付を受けた日の翌日から3か月以内に、申出書(市HPからダウンロード)を、同委員会事務局(市民税課内) ☎ 620・1614

今年度の固定資産評価(公課)証明を発行

4/3(月)から、今年度の固定資産評価証明・公課証明を発行します。

所・**問** 市民税課 ☎ 620・1614

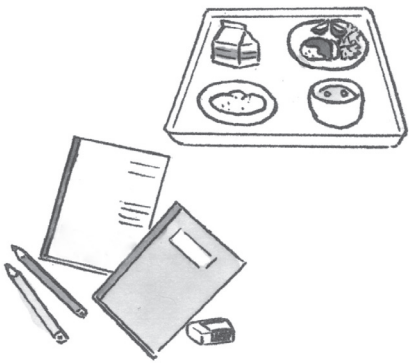
【本人確認ができる証明書等】

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、マイナンバーカード、健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、公的機関が発行した資格証明書またはそれに準ずるもの

【委任状に相当するもの】

固定資産に関する売買契約書や競売落札関係書類等、寝たきり等委任状を作成できない人の保険証等、相続関係が分かる戸籍謄本等、その他申請代理権が授与されているとみなされるもの、委任状には納税者等(法人の場合は代表者の自署または押印要)

暮らしのガイド



ください。詳細は各高校の事務室または市奨学金相談窓口（教育センター内）へお問い合わせください。問 同センター ☎626・4400

市立小・中学校の学校生活に必要な費用の一部を援助

☑ 昨年中の世帯所得（給与所得または公的年金等所得がある場合、総所得額から10万円を差し引いた所得額で審査）が基準額（下表参照）以下（基準額を超える場合でも、保護者の失業、離婚等により、現在の収入が著しく減少している場合は別途相談）、または生活保護を受給中で、市立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者

☑ 学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費等、**申**4月7日～5月10日（休校日を除く）に、**申**



就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯(円)	持家世帯(円)
2人	2,130,400	1,951,000
3人	2,597,200	2,417,800
4人	3,227,500	3,048,100
5人	3,549,700	3,370,300
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円を加算	

ご近隣の広場事業運営団体を募集

☑ 9月上旬～中旬開所予定、**対**茨木小学校区、中条小学校区、安威・清溪・忍頂寺小学校区、白川小学校区、**定**各1団体、**内**未就学児と保護者が触れ合える場の提供、**備**募集要項は4月24日から、子育て支援課で配付または市HPからダウンロード可、その他申込等詳細は市HP参照、**問**同課 ☎620・1633

ひとり親家庭の自立を支援

対ひとり親家庭の親、**自立支援教育訓練給付金** **内**教育訓練給付講座を受

講し修了した場合、経費の一部を支給、**【高等職業訓練促進給付金等】** **内**看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・保育士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師、その他市長が認める資格を取得するための養成機関で修業する際に生活費の一部を助成、**備**事前相談要、**問**こども政策課 ☎620・1625

企業主導型保育事業所における休日保育の利用料を補助

☑ 1人当たり1日4千円、**備**利用登録要、対象や利用要件等詳細は下図読み取り参照、**申**郵送または直接、**〒**567-8505 保育幼稚園事業課 ☎620・1638



訪問型病児・病後児保育サービスの利用料金を助成

対生後6か月～小学3年生の子どもの保育が就労等で困難な市民、**¥**1時間千円、1人年度4万円まで（住民税非課税世帯等は1時間2千円、1人年度8万円まで）、**申**申請書等（保育幼稚園事業課で配付、市HPからダウンロード可）、**郵**送または直接、**〒**567-8505 同課 ☎620・1638

リーフレット「いばらきの青少年ほっとけん」のご活用を

市青少年問題協議会では、市青少年



健全育成運動重点目標を「子どものSOSほっとけん!?」と、大人が気づいて声をかけあう関係づくり」とし、啓発用リーフレットを配布しています。保護者や地域の人が協力し、同運動を進めていくため、ご活用ください。**問**社会教育振興課 ☎622・5180

放課後子ども教室の運営にご協力を

市では、市内全小学校区で安全・安心な居場所の提供と、体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体で子ども豊かな成長を育むコミュニティをつくるため、同教室を運営しています。対象は校区在住の小学生で、安全の見守りや、茶道・将棋や囲碁・工作等の室内遊び・ドッジボールやサッカー等の外遊びの指導・支援を行っています。ボランティアスタッフを募集していますので、保護者を含む地域の皆さんや、市内在住・在学の大学生のご協力をお願いします。**問**社会教育振興課 ☎622・5180

こども会に入ろう

こども会は、子どもを地域で育てるための自主的な組織です。同じ地域に住む子どもが、異年齢の仲間と遊びを中心とする集団活動を行うことで、社会の一員として必要な知識や態度を身につけることができます。主な対象は小学生ですが、地域により幼児や中学生が含まれることもあります。こども

①市下水道等事業経営戦略、 ②市水道事業ビジョン・経営戦略を改定

各計画が中間見直しを迎えたことから、各目標の達成度の評価、投資・財政計画の見直し等を行い、改定しました。各計画の詳細は右図読み取り参照または、市HP、情報ルーム、各図書館、北辰出張所で閲覧できます。

問①下水道総務課 ☎ 620・1665、②水道部総務課 ☎ 620・1690



①



②



会に加入するには、各地域のこども会育成会長に申し出てください。こども会をつくりたい場合はお問い合わせください。問 社会教育振興課 ☎ 622・5180

子どもの安全見守り隊参加者を募集

子どもが安心・安全に登下校できるように、登校・下校時間に通学路等で見守る活動が中心です。通勤や散歩・買い物の中で、家の周りを掃除しながらなど、「ながら見守り」の参加も可能です。子どもたちを温かく見守る活動へのご協力をお願いします。

【活動時間】登校 午前7時30分頃～8時30分頃、下校 午後2時30分頃～4時頃、備登録者は市で一括して保険加入、腕章・帽子等の支給あり、
①各小学校、問 学校教育推進課 ☎ 620・1683

「おにクル」ティザーサイト※をご覧ください

※オープン前に情報を徐々に発信することで、期待感を高める・関心を持ってもらうことを目的としたプレサイト

11月開館予定のおにクルの概要や、施設の予約方法、イベント等をお知らせするティザーサイトを公開しています。開館が待ち遠しくなるコンテンツを用意していきますので、ぜひご覧ください。なお、9月からは本サイトに移行する予定です。問 共創推進課 ☎ 655・2757



IBALAB@ 広場のイベント利用が有料になります

11月より、IBALAB@ 広場でイベント等を実施する際は、使用料が必要となります。詳細は右図読み取りからご覧ください。



まちづくり

市域の災害対策に関する大綱等を定めた同計画を修正しました。詳細は左図読み取りまたは、情報ルーム等をご覧ください。問 危機管理課 ☎ 620・1617



列車内ちかん被害相談

府警察本部鉄道警察隊では、ちかん等の被害に遭われた人、目撃された人

悪質業者にご注意ください

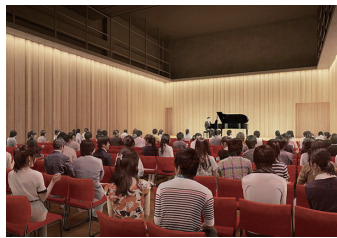
チラシや広告の甘い言葉での勧誘や、市からと称して検査や修繕を口実に家庭を訪問し、宅内の下水道や下水ますの清掃・修理、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄等を行い、高額な代金を請求する悪質な業者による被害が多発しています。市では、訪問販売・修繕等は行っていません。不審に思った場合は、指定工事を紹介

の相談を24時間受け付けています。一人で悩まず相談してください。問 同鉄道警察隊 ☎ 06・6885・1234

暮らしのガイド

「おにクル」多目的ホールの
抽選申込がはじまります

12月の貸出開始（来年3月末までは、高度な照明・音響の必要がないもののみ利用可）に向け、4/20～30まで初回の抽選申込を受け付けます。施設予約システムの詳細は右図読み取りからご確認ください。☎ 共創推進課 ☎ 655・2757



しますので、ご相談ください。☎ 下水道施設課 ☎ 620・1667、水道部総務課 ☎ 620・1690

家庭で飲料水の備蓄を

大規模な災害により断水が発生した場合、復旧までに時間を要することが予想されます。万が一に備えて、各家庭で最低1人9L（3日分）以上の飲

雨水貯留タンク設置補助のご利用を

雨水貯留タンクには、散水等の際の節水効果や浸水軽減効果等がありますので、設置をご検討ください。☎ 新たに購入する次の全てに該当する人、①下水道が使用できる区域内に設置する、②過去に同制度による助成を受けていない、③貯留容量が80L以上ある市販のものを設置、☎ 購入費の3分の2（上限3万円、本体と雨といからの分水器具・雨とい本体の接続部品・本体の架台等の専用製品・消費税を含む、設置工費を除く）、☎ 備戸建て①1建築物につき1基、集合住宅①屋根面積100㎡につき1基、申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、☎ 申請書（下水道施設課で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送または直接、〒567-8505 下水道施設課 ☎ 620・1667

給水機を設置する事業者の購入費やレンタル費を助成

☎ 不特定多数の市民等が利用できる給水機を市内店舗等に設置する市内事業者等、☎ 購入①購入費・設置費の2分の1（上限10万円）、レンタル②給水機レンタル費・設置費の全額（上限額はレンタル費9千円、設置費1万5千

料水の備蓄をお願いします。☎ 水道部総務課 ☎ 620・1690

みどりのカーテン市民モニターを募集

☎ 次の全てに該当する市民または市内の事業者、①ゴーヤ等の植物を育てるスペース（北側以外）がある、②観察記録表の提出に協力可能、③説明会に参加可能、☎ 定先着50人、5団体（1世帯1団体につき1人、未経験者優先）、☎ みどりのカーテン（ツル性の植物による自然のカーテン）を育て、観察記録表をつける、☎ 苗の配付 ☎ 時5月9日（火）、午前10時～正午、午後3時～5時、☎ 所 市役所南館8階中会議室、☎ 資料と植物の苗（ゴーヤ4株またはゴーヤ3株とキュウリ1株）を配付、☎ 持筆記用具、苗を持ち帰る袋、☎ 説明会 ☎ 時5月9日（火）～16日（火）、☎ 所 オンライン

☎ 円）、☎ 備給水機使用に伴う水道料金・電気料金・維持管理経費等は事業者負担、詳細は市HP参照、☎ 申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 ☎ 620・1814



デザイナー等のクリエイターとの
対話を実施

市にゆかりのあるクリエイターの皆さんに、デザインの視点から各事業にご協力いただく制度の試行を予定しています。制度開始に向けた参考とするため、クリエイターの皆さんと市の担当者で、個別に意見交換を行う対話を実施します。詳細は右図読み取りからご確認ください。☎ まち魅力発信課 ☎ 620・1602



免許を返納する高齢者の外出を支援

☎ 配信、☎ ヒートアイランド現象とみどりのカーテンの育て方の説明等、☎ 備観察記録表提出時に15いばらき環境ポイント付与、説明会のみ参加希望者も要申込、☎ 右図読み取りから申込みまたは、電話で環境政策課 ☎ 620・1644

高齢者の交通事故防止と公共交通を使った外出を支援するため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施して



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または☎・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



SNSの投稿一例

います。
【対】次の全てに該当する市民、①平成30年4月1日以降に自主的に有効期間内の運転免許証を全部返納、②返納時・同事業の申請時に65歳以上、**【内】**ブランドパス購入の助成またはI・C・O・C Aの交付（6千円分、1人1回のみ）、**【特】**運転免許の取消通知書、身分証明書、はんこ、**【申】**4月1日～来年2月末に、本人が直接、交通政策課☎647・2916

「いばきた」Facebook・Instagram で北部地域の魅力を発信

「いばきた」Facebook・Instagram を開設しています。季節の話題やイベント情報等を発信していきますので、下図読み取りからフォローをお願いします。

【問】北部整備推進課☎620・1609



建築物の耐震診断・改修補助・除却補助制度

【対】平成12年（非木造）除却は昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**【内】**下表のとおり、**【問】**居住政策課☎655・2755

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

【対】子世帯（中学生以下の子がいる世帯または40歳未満の夫婦世帯等）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**【上】**限30万円、**【備】**その他条件あり、**【問】**居住政策課☎655・2755

マンション管理計画認定制度のご利用を

分譲マンションの管理計画が一定の基準を満たすと、市の認定を受けることができます。認定されると、住宅金融支援機構のフラット35やマンション共用部分リフォーム融資の金利の引き下げ等を受けることができます。

【対】市内の分譲マンション、**【備】**管理組合による認定申請要、**【問】**居住政策課☎655・2755

林野火災を防ぎましょう

春は空気が乾燥し、強風が吹きた

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断	木造住宅	耐震診断費用の10/11	50,000円/戸
	共同住宅（木造住宅を除く）	定額（戸数分）	25,000円/戸
	特定建築物（一定規模以上）	耐震診断費用の50%	1,000,000円/棟 ※3
耐震設計	木造住宅※1	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
	賃貸共同住宅（木造住宅を除く）※2	耐震設計費用の2/3	1,500,000円/棟
	分譲共同住宅※2		3,000,000円/棟
耐震改修	木造住宅	700,000円/戸（定額） （一定所得以下の世帯は900,000円/戸）	
	賃貸共同住宅※2	①②のいずれか少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅※2	① 50,200円/m ² ② 工事費用の1/3	25,000,000円/棟
除却工事	木造住宅	400,000円/棟（定額） （一定所得以下の世帯は600,000円/棟）	
	賃貸共同住宅（木造住宅を除く）※2	①②のいずれか少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅※2	① 50,200円/m ² ② 工事費用の1/3	20,000,000円/棟

※1 耐震改修工事を行う場合に限る、※2 延べ床面積1,000㎡以上（階数が3以上のものに限る）、※3 用途により1,250,000円/棟

環境

環境管理制度認証取得を支援

【対】市内に事業所を有する中小企業者

め、林野火災が発生しやすくなりま

す。林野火災は一度発生すると消火は困難で、回復には長い年月と労力がかかります。貴重な森林を守るため、次のことにご協力をお願いします。▼乾燥時、強風時はたき火や火入れをしない、▼火入れ等を行う際はその場から離れず、完全に消火する、▼たばこのポイ捨てをしない、▼火遊びをしない、**【問】**予防課☎622・6950

えんごカレンダー

「いばらき環境家計簿」の活用を

今年度版の同家計簿を作成しました。継続してつけることで、生活のどこからCO₂が出ているのかが一目で分かるようになります。環境政策課・各図

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

【問】問合先、**【☎】**メールアドレス、HP ホームページ、**【保】**一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

暮らしのガイド

書館・生涯学習センター等で配付（市HPからダウンロード可）していただけますので、ご活用ください。☎環境政策課 620・1644

省エネ・省CO₂設備導入に対する費用を一部補助

☎市内に事業所を有する、中小企業基本法第2条第1項に定める会社、☎効果の把握できる新エネルギー導入や省エネルギー改修の事業経費（50万円以上）の一部を補助、投資額100万円当たり年間CO₂削減量2トン以上（新エネルギーは1トン以上）の改修等、☎市が認めた導入経費の3分の1（上限300万円、千円未満は切り捨て、太陽光発電は出力1kWあたり1万2500円で計算）、☎申請前に相談要、予算の範囲内で先着順、詳細は市HP参照、☎4月17日から申請書（環境政策課で配付、市HPからダウンロード可）と必要書類を直接、同課☎620・1644

住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

☎自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時期に設置の家庭用燃料電池（エネファーム）・③自然循環型太陽熱温水器・④強制循環型ソーラーシステム・⑤蓄電システムを設置後（①は電力受給後）6か月以内の人、☎①出力1kW当たり1万2500円（上限4kW）、②④⑤上限4万円、③上限

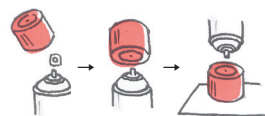
中身の残ったスプレー缶等と小型家電のスポット収集

使いきれず中身が残ったスプレー缶等（スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター）のスポット収集を下表のとおり実施します。また、普段ボックス回収（設置施設は市HP参照）を行っている小型家電も、スポット収集で対応します。なお、スプレー缶等は原則、下記の注意点を厳守の上、普通ごみに捨ててください。☎市役所東玄関前、☎環境事業課☎634・0351

日程	時間
4/8(土)、5/13(土)、6/10(土)、7/8(土)、8/12(土)、9/9(土)、10/14(土)、12/9(土)、来年1/13(土)、2/10(土)、3/9(土)	10:00～11:30 14:00～15:30
4/28(金)、5/31(水)、6/30(金)、7/31(月)、8/30(水)、9/29(金)、10/31(水)、12/27(水)、来年1/31(水)、2/29(水)、3/29(金)	14:00～15:30

【注意点】▶使い切った上で、「ガス抜きキャップ」（※）等を使用し、完全にガスを抜き取る、▶他のごみとは分け、中身が見える45L以下の透明袋に入れ、「ガス抜き済み」と表示、▶ガス抜き作業等は必ず屋外で、風通しのよい火気のない場所で行う

※商品により有無・形状・使用方法（右図参照）が異なります。商品に記載された使用方法をご確認ください。



（注）中止や日程変更がある場合は市HPでお知らせします。今年度は生涯学習センターでは実施しません。処理困難物（消火器・プロパンガス・塗料・薬品等）は回収できません。11月開催予定のいばらき環境フェアでも実施予定です（詳細は広報いばらき等でお知らせ）。

子どもエコクラブへ登録を

同クラブ事業は、子どもたちによる自然観察やリサイクル等の環境活動・学習の支援を目的としています。3歳～高校生と、活動をサポートする大人のサポーターでクラブの登録ができます。登録すると活動のヒントが掲載さ

家庭用生ごみ処理機等の購入費を助成

☎購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）、電気を必要としない容器（コンポスト容器等）Ⅱ1基につき上限5千円（5年以内に2基まで）、電源を必要とする機器（生ごみ処理機）Ⅱ

不要品のリユースにご協力を

上限2万円（5年以内に1基）、☎申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、詳細は市HP参照、☎申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課☎620・1814

本市と（株）モティー・（株）マーケット エンタープライズは、リユース活動の促進に関する協定を締結し、4月から連携を開始します。家庭で出た不要品を捨てる前にリユースを検討し、2社が運営する、地域情報サイト「地元

事業活動支援給付金のご利用を ※5月から

市内に事業所を有し、昨年10月分～今年3月分の任意の最大3か月分の事業に要した電気代・ガス代・車両用以外の燃料費の総額が5万円以上である中小企業者、¥1事業者につき一律5万円、備申込方法等詳細は決定次第、市HPや広報いばらき5月号に掲載、問商工労政課 ☎620・1620

住宅・事業所での緑化を補助
 道路に面した場所で新たに植え込みやシンボルツリー等を植栽する際、それに伴うブロック塀、フェンスの撤去、また建物の壁面や塀を緑化する際の費用の2分の1を補助します（上限あり）。備必ず工事の着工前に申請してください。要件等詳細は下図読み取り参照またはお問い合わせください。



掲示板「モニター」や、不要品買取の一括査定サイト「おいくら」をご利用ください。詳細は4月以降市HPをご覧ください。問資源循環課 ☎620・1814

商工・消費生活

5いばらき環境ポイント付与、問公園緑地課 ☎620・1654

正規雇用促進奨励金制度のご利用を

失業中の市民を正規労働者として市内の事業所で雇用した、または非正規労働者として働く市民を市内事業所で正規労働者へ転換（同一企業内での転換のみ）した①中小企業事業主・②働きやすい職場づくり認定事業所の事業主、¥①30万円・②50万円（短時間の場合①20万円・30万円）、備①単年度に2人分まで、詳細は市HP参照、申正規労働者として雇用または転換した日から6か月経過後3か月以内に、商工労政課 ☎620・1620

小売店等の活性化を支援

事業の活性化に取り組み小売店等にアドバイスをしています。また、小売店等を改装する事業者（市民・市内法人のみ）や、商店街・中心市街地で、業種・業態転換、新店出店予定等（いずれも小売業・飲食店のみ）の事業者等に、改装工事費の一部を補助（上限50万円）しています（工事計画前に相談要）本制度は利用後10年が経過すると、再度利用できません。問商工労政課 ☎620・1620

障害者雇用奨励金のご利用を

市内に住所を有する知的・精神・重度身体障害者を雇用保険の一般被保険者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金を受給した従業員数が300人以下の事業主、内左表のとおり、申支給対象期が終了した月の翌月から3か月以内に、商工労政課 ☎620・1620

対象労働者	支給額
重度身体・知的障害者	第1～3期に各30万円
重度身体・知的障害者（短時間労働者）	第1・2期に各21万円
精神障害者、重度以外の知的障害者	

特定求職者雇用開発助成金の対象期間を終了した月の翌月から起算し、6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1～3期）とする。

介護・福祉事業所の求人活動経費を補助

市内介護・福祉事業所の求人説明会等への出展や、市内介護・福祉事業所で構成される団体による求人説明会等の経費を補助します。
 対①市内に介護・福祉事業所、施設を有する法人、②①で構成される団体、内①求人説明会等への出展費用補助、②求人説明会を市内で開催するための

消費生活だより

困り事は、気軽にご相談ください。問消費生活センター ☎624・1999

高額な原状回復費用のトラブル

【事例】2年間住んだ賃貸住宅の退去後に、貸主から室内クリーニングやクロス張替え等で約20万円の原状回復費用を請求された。掃除はしていた。クロスの細かい傷の修復費用込みと言いが、家具を置いた際の傷である。高額な請求に納得できない。

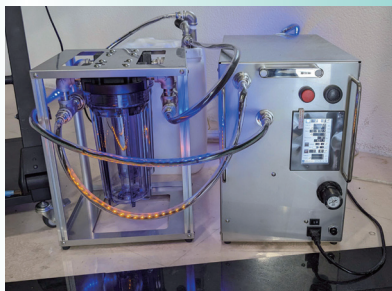


【回答】賃貸住宅の退去時、貸主側と借主側どちらが原状回復費用を負担するのかわらばらばらになることがあります。経時変化や通常使用による傷等の修繕費用は、借主が負担する必要はないと考えられます。請求額に納得できない場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に貸主側と話し合いましょう。また、賃貸住宅の入居、退去時には、証拠となる記録を残しておくことが大切です。

頑張る市内企業

紹介編 vol.104

扶桑精工(株) (西豊川町)



顧客の「困った」に技術で応える

同社は昭和22年(1947年)に創業した、ガラスびん用金型の製造・販売で、国内のシェアトップを誇るメーカーです。

国内で唯一、自社グループでガラスびん用金型に特化した鋳物材の製造を行っているのが強みで、顧客のニーズに応えるため、金型の設計製作だけでなく、メンテナンスにも力を入れています。また、近年ではコンプレッサー等の冷却水路が詰まる悩みを解決するため、洗浄装置「アラッタくん」を開発するなど、産業用ロボット等の製造等にも力を入れています。

大平工場長は「今後は金型の製造にとどまらず、自社のオリジナル商品を作り、育てていくことで、地域にも貢献していきたいです」と話しました。

問商工労政課 ☎ 620・1620

再就職支援助成金制度のご利用を

- 費用補助、**¥**次のいずれか少ない額、
- △補助対象経費の合計額の2分の1、
- 補助対象事業の総事業費から収入を減じて得た額、①10万円、②20万円、
- 備事前相談要、**問**商工労政課 ☎ 620・1620

【**対**】失業中の市民、非正規労働者として働く市民(その他要件あり)、**■**厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金対象講座の受講料(入学金を除く)の2

茨木商工会議所の無料相談

- 分の1(上限5万円)、国の教育訓練給付金の支給対象外の人は、給付金相当額を加算、**■**備事前相談要、**■**申請書の受講終了日から3か月以内に、商工労政課 ☎ 620・1620
- 茨木商工会議所の無料相談**
- 時** 4月17日(月)、5月15日(月)、6月19日(月)、**■**金融相談(事業資金・教育ローン) 午後1時~3時、**■**創業相談 午後2時~4時、**■**所・問 同会議所 ☎ 620・6631

求人

保育所・幼稚園・学童保育室(会計年度任用職員)

- 所** ①保育所、②幼稚園、③学童保育室、**■****対** ①保育士(資格要)、朝・夕保育(要相談)、②担任外(資格要、預かり保育(保育士資格または子育て支援員でも可))、③加配指導員(要相談)、**■****例** ①保育士(フルタイム) 11月給20万4千円程度、朝・夕保育 11月給4万2千円程度、②担任外 11月給12万8千円程度、預かり保育 11月給12万8千円程度、**■**加配指導員 11月給7万2千円程度、**■**詳細は市HP参照、**■**申下図読み取りから申込みまたは、電話で人事課 ☎ 620・1601



小・中学校学習支援者

- 時** 月~金曜日のうち学校と調整(1~2時間以上)、**■**所 市立小・中学校、**■**対 大学生等、**■**内 児童・生徒の学習や諸活動の支援、**■**1回千円、**■**問 学校教育推進課 ☎ 620・1683

教育相談担当員・専門発達相談員(会計年度任用職員)

- 所** 教育センター、**■**対 公認心理師・臨床心理士・特別支援教育士・言語聴覚士 いずれかの資格を有し、実務

不登校適応指導員(会計年度任用職員)

- 所** 教育センター、**■**対 公認心理師・臨床心理士・特別支援教育士・教員 免許いずれかの資格を有し、実務経験または同等の経験がある人、**■**内 適応指導教室小中学生の学習・生活支援、**■**月給18万5143円、期末手当あり、通勤費用別途支給・各種保険制度あり、**■**履歴書を郵送または直接、〒567-0888 駅前四丁目6-16、同センター ☎ 626・4400

その他

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの5月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの11月抽選分の申込受付は4月20日~30日に行います。**■**福祉文化会館 文化ホール 来年5月24日・25日 11時終日、**■**クリエイトセンター

イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

府知事選挙・府議会議員選挙

投・開票日 4/9 (日)

投票時間 7:00 ~ 20:00

詳細は右図読み取りからご覧ください。
問選挙管理委員会事務局 ☎ 620・1675



生涯学習センターの臨時休館
時 10 ~ 12月 (予定)、問同センター ☎

ンターホール 来年5月4日 午後6時 ~ 10時、5月5日・24日 ~ 26日 終日、5月11日 午前9時 ~ 午後5時、多目的ホール 11月3日 ~ 5日・13日 ~ 19日・23日 ~ 30日 終日、11月8日・12日・22日 午前9時 ~ 午後5時、11月10日 午後6時 ~ 10時、11月11日 午前9時 ~ 正午、(ローズWAM (火曜日休み)) ワムホール 11月4日・12日・18日 午後0時30分 ~ 6時、11月16日 午前9時 ~ 午後3時



竹田市の白水ダム



小豆島町のオリーブ公園

姉妹都市・小豆島町と歴史文化姉妹都市・竹田市との交流促進を図るため、指定宿泊施設を利用する市民に対し、宿泊費用の一部を補助しています。
所指定宿泊施設 (市HPまたは文化振興課設置のチラシ参照)、¥小豆島町 中学生以上 1泊2千円、小学生 1泊

小豆島町・竹田市宿泊施設利用補助は10日前までに申請を

2916
が直接、同課 ☎ 647・



総合交通戦略協議会の市民委員を募集

時委嘱の日から1年間、年3回程度、対市内在住・在勤・在学の18歳以上(国・地方公共団体の議員・職員等を除く)、定2人、内総合交通戦略見直しに係る審議等、¥日額9千円、申4月24日までに、左下図読み取りから申込または、申込書 (交通政策課

624・8182

4月28日夜間から5月7日まで、全国的にマイナンバーカード関連システムの一部が停止されるため、窓口でのマイナンバーカードの住所変更や電子証明書の更新など、一部手続きができません。

マイナンバーカード関係手続きの一部制限にご注意を

問同センター ☎ 646・7531



里山ふれあいオートキャンプ場のご利用を

1500円、竹田市 中学生以上 1泊5千円、小学生 1泊3千円、利用額が補助額に満たない場合はその金額、備1人年間各1泊まで、申施設へ直接予約後、宿泊日の10日前までに、申請書 (自署の場合は押印不要) を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1810

生涯学習情報誌を発行

市の事業だけでなく、国・府の機関や市内大学・病院が実施する歴史・文化、子育て・教育、スポーツ・レクリエーション等の生涯学習の事業を紹介する、市生涯学習情報誌「NextStage」を発行します。4~7月に募集や開催される事業を、各分野に分けて、日程順に掲載しています。生涯学習センター、市役所、図書館等に設置していますので、ぜひご覧ください。また、市・同センター HP から閲覧できます。問同センター ☎ 624・8182



ません。また、マイナンバーカードの申請から受け取りまでの間に、住所や氏名に変更があった人もカードの受け取りができませんので、ご注意ください。問市民課 ☎ 620・1621

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、保一時保育あり (原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

暮らしのガイド

項目	金額(円)	内訳(円)			
		会場 使用料	納棺・ 葬祭用品	祭壇飾り 葬儀進行	その他
第1告別式場(席数45) 控室1室(30人程度)	119,880	38,000	27,500	23,500	火葬執行 19,000円 霊柩車 11,880円 霊安室 6,000円(2日分) (自宅・集会所等と 納棺・火葬のみは除く)
第2告別式場(席数120) 控室4室(60人程度)	200,280	102,400		39,500	
第3告別式場(席数50) 控室3室(50人程度)	134,680	52,800		23,500	
第3告別式場(席数80) 控室3室(50人程度)	150,480	68,600		23,500	
第5告別式場(席数18) 控室1室(14人程度)	104,380	22,500		23,500	

【対】死亡者または喪主が本市に住民登録をしている人、【¥】左表のとおり(死亡者が本市に住民登録をしていなかった場合、使用料は2倍)、【備】別途宗教者

安心得低価格な市営葬儀のご利用を

マイナポイントの
出張手続支援を実施

時①4月12日(水)・②13日(木)・③14日(金)、
④17日(月)・⑤18日(火)・⑥20日(木)・⑦21日(金)・⑧25日(火)・⑨26日(水)・⑩28日(金)、
午前10時～午後4時、所①大池・
②畑田・③水尾・④春日・⑤穂積・⑥東・⑦東奈良・⑧山手台・⑨葦原・⑩中津コミュニティセンター、【対】マイナンバーカード所持者、【内】マイナンバーカードの予約・申込手続きのサポート、【持】マイナンバーカード、数字4ケタのパスワード、決済サービスID・セキュリティコード、公金受取口座登録の希望者は通帳等本人名義の口座情報がかかるもの、【備】自動車での来場不可、【問】市マイナンバーコールセンター ☎ 655・0162



第5告別式場

へのお礼、供花、会葬者へのお礼の品、食事等の料金が必要、【問】市民課 ☎ 620・1645

転入・転出等の際には届出を

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。

所・問市民課 ☎ 620・1621



届出種類	届出期間	持ち物	届出人
転入届 (本市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から14日以内	○転出証明書(転入届の特例を受ける場合は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード)、○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(保有者のみ)、○在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民のみ)、○介護保険受給資格証明書(保有者のみ)、○後期高齢者医療負担区分等証明書(保有者のみ)、○国外からの転入の場合は、戸籍謄本と附票(5年以内の本市への再転入または本籍地が本市の場合は不要)、パスポート(入国スタンプ要)	世帯主または世帯員
転居届 (市内で住所が変わったとき)		○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(保有者のみ)、○在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民のみ)、○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、子ども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等(加入者のみ)	
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越す日のおおむね14日前から	○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、子ども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等(加入者のみ)	
世帯変更届 (世帯に変更があったとき)	変更した日から14日以内		

※外国人住民も届出が必要です。虚偽の届出を防ぐために、届出時に届出人の本人確認を行います。また、やむを得ず代理人が届出をする場合は委任状が必要です。なお、持ち物は転入・転居・転出・世帯変更者全員分が必要です。国外からの転入には入国スタンプのあるパスポート、または航空チケット等入国日の分かるものが必要です。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

所有者不明猫活動団体の 取組みにご理解を

問・申市民生活相談課 ☎ 620・1603

近年、所有者不明猫（野良猫）への無責任な餌やり・糞尿等の相談が市に多数寄せられています。これらの問題を解決するため、市に登録している所有者不明猫活動団体に避妊・去勢手術費の一部を補助しています。同団体は、野良猫を排除するのではなく、徐々に数を減らすよう避妊・去勢手術をし、今ある命を一代限りで全うさせるため、給餌等の活動を行います。給餌の際の食べ残しの回収や、糞尿の掃除を行う等、地域の生活環境を損なわないよう細心の注意を払いながらこの活動に取り組んでいます。



※耳のV字カットは、野良猫が避妊・去勢手術を受けた証です。

同団体新規登録説明会

時 5/23 (火)、14:00 から、**対**市内に生息している野良猫を避妊・去勢手術等により減らす活動と最後まで世話ができる市民2人以上で構成された団体、**備**説明会への参加要、場所等詳細は申込後通知、**申**4/1～28に、電話で同課

自衛官募集に係る情報提供を 望まない人は申請を

市では法令に基づき、自衛官募集に係る必要な情報（氏名、住所、生年月日、性別）を自衛隊に提供しています。情報提供を希望しない人は、申請により除外できますので、次のとおり手続きをしてください。

対平成13年4月2日～平成14年4月1日・平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ、**備**詳細は右下図読み取り参照、**申**4月10日～5月10日に、除外申出書（市HPからダウンロード）と本人確認書類1点（写）（法定代理人が

申し出る場合は法定代理人の本人確認書類要、本人と法定代理人が同一世帯でない場合、本人との関係がわかる戸籍謄本等要）を、郵送または直接、〒567-8505 市民課 ☎ 1645

ハ寄附ありがとうございました
次の皆さんから、市へのご寄附（10万円以上、または相当品）をいただきました（敬称略）
◆茨木モラロジール事務所 10万円、◆（株）ワールド 100万円



飼い犬登録と狂犬病予防注射

生後3か月を経過した犬の飼い主は、必ず市へ飼い犬の登録をし（マイクロチップ情報を環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録している場合は不要）、毎年1回飼い犬に狂犬病予防注射を接種させ、注射済票の交付を受けなければなりません。予防注射は、動物病院または市が実施する集合注射で接種することができます。集合注射は、一定距離内に動物病院がない地域で実施します。接種後、まれに犬の体調が悪くなることや死亡することがあり、医療設備が整っていない集合注射の会場では、十分な対応ができないため、動物病院での接種を推奨しています。動物病院で接種するときは、必ず診療日時や必要な料金を確認してください。

注射済票は、市内の動物病院（飼い犬登録をしている人に送付の狂犬病予防注射案内、または市HP参照）と集合注射会場で交付を受けることができます。それ以外で接種した場合は、市の窓口で交付の手続きが必要です。

【集合注射】時・所右表のとおり（雨天決行）、**料**注射・注射済票交付3,300円、**持**3月末に市から送付の狂犬病予防注射案内（受診票を切り離さない）、**備**駐車場なし、**注意**事項 犬を服従させられる人が連れてくる。安全な首輪・リード・口輪等を使用する。糞と尿の後始末ができるものを必ず携帯する。注射を嫌がり暴れる犬、よく吠える犬、体調の悪い犬は動物病院で接種させてください。**問**市民生活相談課 ☎ 620・1603



集合注射日程表

	とき（4月）	ところ
13日(木)	13:00～13:15	安威森林会館前
	13:45～14:05	下音羽バス停前
	14:25～14:40	銭原クラブ前
14日(金)	13:00～13:20	遍照寺前 (福井小学校東門北)
	13:45～14:05	北辰出張所前
	14:25～14:40	上音羽クラブ前
17日(月)	13:00～13:15	車作青年会館前
	13:30～13:45	大岩集会所前
	14:00～14:50	山手台中央公園
18日(火)	13:15～13:30	佐保公民館前
	13:50～14:50	彩都西公園
19日(水)	13:00～13:30	太田公民館前
	13:50～14:20	郡さくら公園
	14:40～15:10	豊川いのち・愛・ゆめセンター前
21日(金)	13:30～14:10	蔵垣内公園
	14:50～15:10	白川中央公園

4月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、44ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ
法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00~17:00(※) 相続、離婚等	市民生活相談課 ☎620・1603 ※1週間前、8:45から電話または、 いばライフで予約 (1週間前が閉庁日の場合は、 電話予約のみ直前の開庁日) いばライフでの予約の詳細は下図参照
日曜法律相談 (先着7人)	30日(日)、9:00~12:30 (24日、8:45から電話または いばライフで予約)	
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00~15:30(※)	
国の仕事に関する 行政相談	6日(木)・20日(木)、 13:00~15:00	
司法書士相談 (各日先着5人)	5日(水)=登記、相続、19日(水)・ 26日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30~12:00(※)	
土地家屋調査士相談 (先着5人)	19日(水)、9:30~12:00(※) 土地の境界等	
行政書士相談 (先着5人)	5日(水)、9:30~12:00(※) 相続・遺言・離婚協議書・許 可申請等各種書類の書き方	
税務相談 (各日先着5人)	13日(水)・27日(水)、 13:00~16:00(※)	
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会☎691・ 8600、全日本不動産協会☎ 06・6155・1717にお問い合わせ ください。	
公証人相談 (先着5人)	6日(木)、9:30~12:00(※)	
消費生活相談	毎週月~金曜日、9:00~ 16:30、8日(土)・22日(土)、9:00 ~12:00	消費生活センター ☎624・1999
戸籍相談 (先着4人)	20日(木)、14:00~16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)	市民生活相談課 ※いばライフでの 予約の詳細は下図 参照
人権擁護委員 による人権相談	13日(水)・27日(水)、 13:00~15:00	
ひとり親のため の法律相談	25日(火)、13:00~16:00 (電話またはメール、いばライフ ※で予約、こども政策課☎ 620・1625)	
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者 生活相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	障害福祉課 ☎620・1636 FAX 627・1692
障害児相談 (18歳まで)	毎週月~金曜日、9:00~ 17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月~金曜日、 9:00~19:00(要予約※) 発達・心理	教育センター ☎626・4407 ※下図読み取りか ら申込可
電話教育相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00、 ☎625・7830	
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00、 ☎0120・147970 ☎627・5511	
奨学金相談	毎週月~木曜日、 10:00~18:00	

相談内容	とき	ところ	
女性面接相談	毎週月~土曜日(火曜日を除 く)、9:30~16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月~土曜日(火曜日を除 く)、10:00~16:00		
男性のための 電話相談 ☎620・9929	19日(水)・26日(水)、 18:30~21:30		
女性のはたらき方 相談	14日(金)、9:30~12:30 (要予約)		
女性法律相談	15日(土)・20日(木)、 9:30~12:30		
仕事なんでも相談	27日(木)、13:00~16:00		
DV相談 デートDV相談	毎週月~土曜日、 9:00~17:00		配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
人権相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00		人権センター ☎622・6613
人権や生活上の さまざまな相談	①~③毎週月~土曜日、 9:00~17:00		各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宜☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660
お仕事じっくり 相談 (要予約)	①7日(金)・②28日(金)・ ③24日(月)、13:30~15:30		
くらし設計相談 (要予約)	①21日(金)・②14日(金)、③ 15日(土)、 13:00~17:00		
生活困窮に関する 相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00(予約優先)	人権・男女共生課 ☎620・1640	
経営相談	毎週月・火・金曜日、 10:00~17:00(予約優先)	くらしサポートセン ターあすてっぴ茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752	
創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00~17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620	
仕事なんでも 相談	毎週火~木曜日、 10:00~16:00 (予約優先、27日は12:00まで)		
防火相談	毎日、9:00~17:00	消防本部 ☎622・6955	
分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	11日(火)、9:00~12:00 (4日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755	

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。